

高知大学医学部附属病院教員選考会議規則

平成 30 年 9 月 26 日
規則 第 4 6 号

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号

(設置)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 16 条第 1 項の規定に基づき国立大学法人高知大学に設置する高知大学医学部附属病院教員選考会議（以下「選考会議」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 選考会議は、高知大学医学部附属病院（以下「医学部附属病院」という。）に配分された予算により雇用する教員人事の要請について、医学部附属病院の適切な管理及び運営、役員会等による医学部附属病院の業務の監督の観点から審議を行うとともに、要請の結果学系において選考された候補者の選考過程及び結果について、公正かつ厳正な審査を行うことを目的とする。

(任務)

第 3 条 選考会議の任務は、医学部附属病院に配分された予算により雇用する教員の人事に関する次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 医学部附属病院から提出された教員人事の要請内容について審議し、候補者選考開始の可否を決定すること。
- (2) 学系教授会から推薦された候補者の選考過程及び結果について審査し、適否について判定のうえ、学系教授会に結果を通知するとともに、適と判定した場合は、役員会に当該候補者を推薦すること。

(構成)

第 4 条 選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究・医療・評価・IR担当）
- (2) 医療学系長
- (3) 医学部長
- (4) 医学部附属病院長
- (5) 医療学系各部門長（ただし、看護学部門長を除く。）
- (6) 学長が委嘱する学外有識者 1 人

- 2 前項第6号の委員は、教授選考のみ審議及び審査に加わるものとする。
- 3 第1項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、理事(研究・医療・評価・IR担当)をもって充てる。

- 2 議長は、選考会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に支障があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 議事及び審査の判定は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、選考会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(役員会への報告)

第8条 選考会議の審議については、適宜役員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 選考会議の事務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年9月26日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に学長が委嘱する第4条第1項第6号の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則(平成31年3月27日規則第100号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日規則第101号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。